

**「特定健康診査等実施計画」の策定について**

国では本年4月からの特定健診・特定保健指導の導入を、他に例を見ない急速な少子高齢化の中で医療保険制度を維持するための医療費適正化計画の眼目と位置付け、これまでの二次予防から一次予防（生活習慣病対策）へ方針転換を図る画期的な取組みと位置付けています。

この取組みによる効果は後年度となることから、5年後の目標値（参酌標準）を提示し、医療保険者（健保組合など）にも5ヵ年の実施計画を作成させ、毎年の実施状況を国でチェックし、5年後の実績で拠出金（後期高齢者支援金）に+ - 10%のインセンティブを反映する制度を導入いたしました。

については当健保組合の「特定健康診査等実施計画」を第54回組合会で決定いたしましたので、公告いたします。

なお、この実施計画は健保組合のホームページにも掲載いたします。

以上